

「粉じん作業特別教育」のご案内

令和8年5月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法により事業者は、常時特定粉じん作業に従事する労働者に対して、特別教育を実施することが義務付けられています。この特別教育を以下により実施しますので、受講いただきますようお願いいたします。

- 1 日時 令和8年7月2日(木) 8:30~14:10 (受付8:10~8:25)
2 場所 鳥取県労働基準協会会館 (鳥取市若葉台南1丁目17番地)
3 日程

科目	時間
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1時間
作業場の管理	1時間
呼吸用保護具の使用の方法	30分
粉じんに係る疾病及び健康管理	1時間
関係法令	1時間

【学科 4.5時間】

- 4 受講料 鳥取県労働基準協会会員 8,000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含)
(消費税10% 内税727円)
非会員 10,000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含)
(消費税10% 内税909円)
- 5 申込方法 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX又は持参、郵送でお申し込みください。
受講料は、振込又は持参にてお支払ください。(振込手数料はご負担ください)
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。
申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17番地)
FAX 0857-52-5061 登録番号 T5270005000526

口座	鳥取銀行	鳥取支店	普通	0051204
	名義人	(一社)鳥取県労働基準協会東部支部		

- 6 受講申込・受講料支払期限 令和8年6月18日(木) なお、定員60人とします。
- 7 その他 (1) 筆記用具を持参してください。
(2) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者には各人に修了証を交付します。
(3) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。
(4) 本特別教育は、建設業においては、「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する教育です。詳細は、鳥取労働局職業安定課(Tel0857-29-1707)にお問い合わせください。
(5) 感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。
(6) 教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕をもって会場にお越しください。
(7) 会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先 鳥取県労働基準協会東部支部 Tel 0857-52-5060 担当 平井

FAX 0857-52-5061

粉じん作業特別教育 受講申込書

令和8年7月2日(木)開催

フリガナ 氏名	生年月日

※ 修了証に記載しますので、正確に記入して下さい。

鳥取県労働基準協会(会員事業所・非会員) どちらかに○をしてください。

受講者数(人) 受講料合計(円)

上記のとおり申し込みます。受講料は 月 日に(振込・現金払い)します。

(申込・受講料支払期限は令和8年6月18日(木)です。)

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通 0051204
名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

※インボイス希望(する・しない)(どちらかに○印をして下さい。)

希望する場合は必要なものに○印をして下さい。(請求書・領収書)

令和8年 月 日

〒

所在地

事業所名

業種

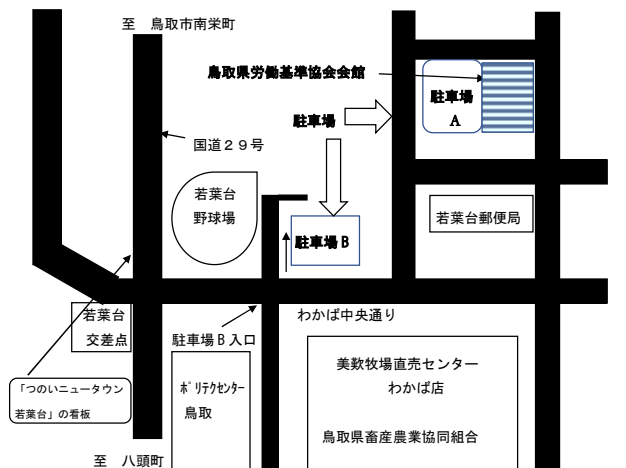
Tel

Fax

(ご担当)

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

駐車場の案内



○ 鳥取県労働基準協会会館の駐車場 A は他の講習の実技会場となっておりますので、駐車場 B (ニュータウン中央公園駐車場) をご利用ください。